

### 第3号議案

#### 亀岡市移住・定住促進施設設置条例等の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年8月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

#### 亀岡市移住・定住促進施設設置条例等の 一部を改正する条例

（亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部改正）

第1条 亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（ガレリアかめおか条例の一部改正）

第2条 ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）の

一部を次のように改正する。

別表第4建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市交流会館条例の一部改正）

第3条 亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第3建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市庁舎使用料条例の一部改正）

第4条 亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

8 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税額等」という。）を加算した額とする。

9 上欄の駐車場使用料の額は、消費税額等を含む額とする。

（川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改正）

第5条 川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市農業公園条例の一部改正）

第6条 亀岡市農業公園条例（平成17年亀岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

3 使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

(亀岡市都市公園条例の一部改正)

第7条 亀岡市都市公園条例(昭和44年亀岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3第2項の備考に次のように加える。

- 4 使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額と同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額と同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

(亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成20年亀岡市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「占用物以外」の次に「のもの(以下「その他占用物」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その他占用物の占用料の額は、占用の期間にかかわらず、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額と同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額と同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

(亀岡市道路の占用に関する条例の一部改正)

第9条 亀岡市道路の占用に関する条例(昭和31年亀岡市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

- 5 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額と同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額と同

法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市河川の占用等に関する条例の一部改正）

第10条 亀岡市河川の占用等に関する条例（平成12年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の備考に次のように加える。

(4) 上欄の金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税額等」という。）を含む額とする。

別表第2項の備考に次のように加える。

(6) 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この額に消費税額等を加算した額とする。

別表第3項の備考に次のように加える。

(3) 上欄の金額は、消費税額等を含む額とする。

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第11条 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、公共下水道の施設の占用料の額は、占用の期間にかかわらず、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加算した額とする。

第32条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税

が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。  
第35条第1項において同じ。)」を削り、同項ただし書を削る。  
第35条第1項ただし書を削る。

#### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

亀岡市移住・定住促進施設設置条例等の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 土地の貸付けに係る対価について、貸付けの期間が1月に満たない場合等の消費税及び地方消費税の取扱いを明記するため、関係する条例について、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、令和5年10月1日から施行すること。